日本の多重債務に関する法律問題について

弁護士 木 村 達 也 弁護士 秋 田 智佳子

【目次】

1.	はじひ	めに	1 頁
2.	A 1	裁判前プログラム 任意整理	2頁
3.	A 2	裁判前プログラム 特定調停	4頁
4.	В	個人再生手続	6頁
5.	В	住宅資金貸付債権に関する特則	11頁
6.	С	清算(破産)手続	13頁
		免責不許可事由	14頁
		裁量免責	16頁
		免責観察型管財手続	18頁
		免責に関する判例	19頁
		自由財産拡張	20頁
		免責就職制限	21頁

【資料】

- 司法統計(日本)
- 民事事件推移表
- 1997.1 朝日新聞記事
- ・ 書式8 返済総額算出シート
- ・ 書式5 財産目録兼清算価値算出シート
- ・ 書式 9-1 可処分所得算出シート
- ・ 書式 9-2 可処分所得算出シート記載要領
- ・ 個人再生リーフ
- ・ 特定調停リーフ
- 信用情報 1
- 信用情報 2

1. はじめに~金利規制の現状

台湾 金利 20%以上の金利は禁止

韓国 利子制限法の上限(30%)と貸付業法の上限(44%)

日本 利息制限法の上限 $15\sim20\%$ と出資法の上限 29.2% を統一し、年 $15\sim20\%$ に引き下げた。

なお、日本の利息制限法第3条のみなし利息規定は、金銭を目的とする消費貸借に 関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他 いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなすものとして、その脱法行 為を禁止している。

A1 裁判前プログラム 任意整理

どのように「任意整理」(協商)をすすめるのか? 債務者あるいは法律家が交渉するときの切り札は? そのテクニックは? その効果は?

(任意整理) 手続中、いかにして債権を確認するのか?

1、任意整理とは、弁護士や司法書士が直接、債権者(貸金業者)と交渉し、 多重債務者の債務額を確定した上、支払方法(一括ないし3年~5年程度の分割)や債務の減額につき個別の合意をおこない、合意内容に基づき債務弁済を おこなうものであるが、法律上の根拠はない。台湾の協議のような裁判所の認可は必要としない。

当初、消費者問題に関心のある弁護士だけが任意整理をおこなっていたが、 弁護士、司法書士の研修により、多くの法曹が任意整理により多重債務者を救 済できるようになった。

(任意整理の進め方)

- ① 債権者に対する受任通知
- ② 債権者に対する契約書、取引履歴の開示請求
- ③ 取引履歴に基づく引き直し計算
- ④ 和解案の提示・交渉及び和解の締結
- ⑤ 和解契約にもとづく返済(依頼者から送金された積立金を原資として債権者に対する和解金の送金を弁護士、司法書士が代行する場合のほか、依頼者が直接、業者に振り込む場合もある)

- 2、貸金業法43条などの規定を遵守していない貸金業者との関係では、利息制限法超過の約定利率を、同法制限利率で過去に遡って計算し直す(利率が下がる結果、過去に利息として支払われていた部分が元本として支払われたとみなされることになるため、残元本の金額がそれだけ減少することになる)という作業が不可欠であり、この引き直し計算のためには取引当初からの取引経過がすべて明らかになる必要がある。
- 3、任意整理では、下記のような「多重債務者に対する任意整理を処理するための全国統一基準」(いわゆる日弁連統一基準)が処理準則として定められている他、基本的には、一般の交渉事件と異なるところはない。

(日弁連統一基準)

① 取引経過の開示

当初の取引よりすべての取引経過の開示を求めること。

新貸金業法19条の2では、貸金業者は債務者の帳簿閲覧に応じる義務が明記されている。取引開示義務についての最高裁平成17年7月19日(判例時報1906・3)判決を踏まえて置かれた規定。

- ② 残元本の確定 利息制限法制限利率によって元本充当計算を行い、債権額を確定する。
- ③ 和解案の提示

和解案の提示にあたり、それまでの遅延損害金や将来の利息は付さない。 債務者は、すでに今までの支払が不可能となったため弁護士や司法書士に 任意整理を依頼し、債務者の生活を点検し、無駄な出費を切り詰めさせて原 資を確保し、和解案を提案するものであり、この和解案に、遅延損害金や将 来の利息を加算することは弁済計画そのものを困難にする。

4、受任通知の効果―取立禁止効

任意整理の実効性を確保し、債務者の生活の平穏を確保するため、弁護士や司法書士から債務整理をおこなう旨の受任通知を受け取った後は、債務者への直接の取立行為が禁止される。被害者救済運動や世論を受けて、旧大蔵省銀行局長通達として規制されたこの受任通知による取立禁止効は、新貸金業法21条1項9号で明記されている。同規定に違反した場合、内閣総理大臣または都道府県知事は、貸金業者に対し登録の取消し・業務停止を命ずることができ、業務停止命令に違反すれば刑事罰対象となる。もっとも、同規定は債権者が訴訟提起などの法的手続をとることまで禁止するものではない。

5、返済可能額の算定

弁護士、司法書士は、依頼者との打ち合わせを重ね、家計簿をつけさせるなど家計管理により無駄な出費を切り詰めさせる必要があり、被害者の会による家計管理指導も有効である。

債務者自身が、この金額なら払っていけるという金額を納得して確定し、それを原資とする必要があるが、債権者の一部が強硬に反対すれば、どうしても債務者の支払能力を超えた和解案となりがちであり、こうした場合の多くは、途中で合意内容にもとづく支払いができなくなり、自己破産や個人再生申立てに切り替えざるをえなくなる。

6、任意整理 小活

任意整理は、監督官庁に対する行政処分申告等の働きかけも考慮しながらとはいえ、債権者側と裁判外で直接、和解交渉をして合意に達する手続であるため、債権者は①返済総額の増額、②遅延損害金、将来利息の支払い、③分割回数の短縮化などさまざまな主張をおこなってくる。従前、この任意整理手続が順調に推移してきた背景には、破産、個人再生といった任意整理以外の手続が機能してきたことがある。裏をかえせば、破産、個人再生が機能しない状況下では、債権者に譲歩を求める任意整理が機能する余地は少ない。

破産、個人再生制度の実績が、裁判所を使わない「任意整理」を可能にする 基礎となる(業者に対し、破産、個人再生申立てをされたくなければ、減額し て分割示談に応じるようプレッシャーを与えることができる)。

A2 裁判前プログラム 特定調停

どのように「特定調停」(調停)をすすめるのか?

1、特定調停とは、2000(平成12)年2月施行 特定調停法に基づく特定調停は、経済的に破綻する恐れのある者がその経済的再生を図るために債務の調整を求めて簡易裁判所に申し立てるもの。調停委員の仲介により各債権者に弁済案(大部分が3年以内の分割弁済案)を提示し、個別に合意を得ることで債務を弁済する。

2、メリット

簡易裁判所への申立てによりおこなうが、印紙代は債権者1社につき100 0円程度と申立費用が廉価であること、敷居が比較的低く、素人でも利用しや すいこと(弁護士、司法書士に依頼せず自分で申立てができる)。

債務減額の可能性があり、債権者数が少ない場合、調停成立が見込め、成立 後、調停条項の履行が見込めるが、銀行など利息制限法制限利息以下の金利で 貸し付ける金融機関の場合は、債務減額は見込めず、分割や将来金利のカット が見込めるにすぎない。

なお、調停委員会による調停が成立する見込みがない場合、裁判所が相当と認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て調停に代わる決定により金銭の支払その他の財産上の給付を命ずることができる(但し、債権者から異議申し立てがあった場合、その決定は失効する)が、債権者が同意しない場合、調停取り下げとなることが多い。

裁判所は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生の途を広く開くよう、その裁量により担保を立てさせることなく執行停止命令を下すことができる(特定調停手続終了までの間、一時的にその進行を停止する)。

3、デメリット

元本カットが見込めない。

調停が成立するとその調書には確定判決と同一の効力があり、調停内容に従った弁済をしない場合、強制執行を受けるおそれがある。

弁護士、司法書士にとっては、1社づつ時間をずらして調停期日が開催されるため時間を要する(本人申立てに向いている)。

なお、特定調停の件数は2007年をピークに以後、激減しているが、特定 調停は本人申立てしやすい債務者救済制度として大きな役割を果たした。

	特定調停既済件数	成立	不成立	17条決定
2007年	5 2 7, 7 4 7	57,628	11,075	3 4 1, 5 0 5
2008年	112,842	$1\ 5\ 5\ 2$	1, 310	90,239
2009年	60,984	8 1 0	936	48, 129
2010年	31, 115	5 1 8	5 1 2	23,821

4、小括

任意整理と特定調停に共通する限界としては、①債権者全員との個別合意が原則必要であること、②分割弁済の合意を得る際に、元本割れはなかなか難しい(強硬な一部の債権者のため、債務者の支払能力を超えた和解案となりがち)という限界があげられる(元本カットが難しい点は、韓国の個人ワークアウト制度や台湾の協議制度と共通する)。

しかし、個人再生は上記のような問題点を回避できる。

小規模個人再生では債権者の過半数でかつ議決権総額の2分の以上の消極的 同意で足りるとし、給与所得者再生ではそもそも債権者の同意を不要としてお り、一部の強硬な債権者の反対により債務の整理が頓挫するという危険性が少 なくなった。

また、弁済額についても、一定の最低弁済額以上であれば良いとされている

ことから、残元本を下回る額の支払い(残元本カット)で整理ができるようになった点、住宅特別条項をつけることで、持ち家を保持することができる点が 画期的である。

従前、支払方向での債務整理は、任意整理が原則的な債務整理の形態であったが、2001年4月に個人再生制度ができて以後は、個人再生が原則的な形態となりつつある。

B 個人再生手続

「小規模個人再生」手続の「弁済額」をどのように公正なものと認定するのか?このような制度背景及び立法趣旨は?

実務上どのようにして「弁済額」を公正に認定するのか?

「弁済額」の計算はどのようにするのか? (それは元金ベースか債権額ベースか)。

なぜ、大部分の案件において、債権者が同意するのか?

1、個人再生制度創設の経緯

1996 (平成8) 年に、わが国史上初めて、自己破産申立件数が5万件を突破した。当時、住宅金融公庫がとっていた返済方法の一つ「ゆとり返済」(当初の支払額は少なめで、一定期間(5年)経過後、返済額が増える)の利用者が、長引く不況により収入が減るにもかかわらず、住宅ローンの返済額が増加することとなり、かつ、バブル経済崩壊により担保価値が下落し、住宅を売却しても住宅ローン残高が残るという事態が必至となり、住宅ローン債務に苦しむ住宅ローン債務者の保護が国策として急務となった。

このような自宅を手放したくない債務者の他、免責不許可事由の存在(する可能性)によって免責を受けられない(可能性のある)債務者、資格制限のある職種(後述する生命保険募集員など)についている債務者は自己破産の申立てを躊躇せざるを得ない。そこで、アメリカ連邦倒産法における13章手続をモデルにした破産手続を回避して経済生活の再建を図る更生型手続を創設することになり、民事再生法の一部を改正する法律として制定された(2001(平成13)年4月1日施行)。

2、この制度創設に先立つ1993年11月、1994年8月、1997年7月と3度にわたり、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会は、破産法改正問題の参考にするため、アメリカの破産事情調査を行ったが、この調査で、アメリカ連邦破産法の13章手続という優れた個人再生手続を知った。そこで、日弁連として、破産法改正と個人再生制度との両輪で提唱することとし、

- 1998 (平成10) 年に「倒産法制に関する改正検討事項」に対する意見書を作成提出し、多重債務者救済のために各会と議論を尽くした。
- 3、日本は、モデルとなるアメリカ連邦破産法第13章手続のどこを取り入れ、 どこをアレンジして個人再生制度を作ったのか?
 - ・アメリカ連邦破産法第13章手続の特徴
 - (1)債務者申立のみ認められる、(2)全件管財人が選任される、(3) 13章手続の債務者となりうるのは、確定して無担保債務が10万ドル未満 であり、かつ、確定した担保債務が35万ドル未満であること、及び定期収 入ある個人に限られる、(4)賃金労働者に限られず自営業者であってもよ いが、大事業を営んでいたものは事実上除外される、(5)計画による弁済 額が7章手続(清算)によった場合の予想配当額よりも少なくないことが必 要である、(6)弁済計画は裁判所が認可し、債権者の同意は不要である、
 - (7) 弁済計画が認可されたときは、裁判所が特別の命令を発しない限り管財人が弁済を実施する。債務者はこの弁済に充てるための原資を管財人に3年間(最長5年間)拠出しなければならない、(8)債務者が働いて得た給料から雇用主が返済金を天引きして13章管財人に送金するという方法が取られている州がある。
 - ・日本の個人再生手続の特徴
 - (1)個人再生委員の選任は任意的であり、選任されない場合が圧倒的に多い。これは、清算型破産においても(近年は少額管財事件も増えてはいるが)、管財人が選任されず、かなりの割合で同時廃止免責により運営されていることとの連関で理解されるべきである、(2)個人再生委員が選任された場合であってもその任務は限定的である、(3)再生計画は、清算価値保証原則と、総債務額の5分の1以上(最低額100万円)とすることで、裁判官の関与が極力排除された。

以下詳述する。

小規模個人再生手続の「弁済額」をどのように公正なものと認定するか?

- 1. 自分の可処分所得額(自分の収入の合計額から税金や生活費用として必要と認められた政令で定められた費用を控除した残額)の2年分の金額
 - 2. 自分の財産をすべて処分した場合に得られる金額
 - 3. 負債総額に応じた次の金額
 - · 100 万円未満の場合 負債額全部
 - ・ 100 万円以上 500 万円未満の場合 100 万円
 - 500万円以上1,500万円未満の場合 負債総額の5分の1
 - ・ 1,500万円以上3,000万円以下の場合 300万円

・ 3,000万円を超え5,000万円以下の場合 負債総額の10分の1 給与所得者等再生手続の場合,以上1.~3.のうちで最も高い金額以上の返済を することになる。

小規模個人再生手続の場合には2.と3.のどちらか高い方の額となる。

*2 清算価値保証原則 破産の場合の配当額を下回らない額を弁済する必要がある これはアメリカの13章手続にならったもの。

なお、アメリカ連邦倒産法13章手続では上記の清算価値保証原則しかないため、換価しうる財産を持たない場合、全く弁済をしないことを内容とする再生計画(ゼロ計画)も認められる可能性があり、また最低弁済額が法定されていないため裁判官により左右され、不平等で安定性を欠くという問題があった。そのため、日本の個人再生では最低弁済額を法定して、ゼロ計画は認めないこととし、債権者と債務者の利益調整を図った。

*3 2004 (平成16) 年の改正により、上限 3000 万円を 5000 万円に増 額変更した。5000 万円を超える場合は通常の再生手続による。

2、負債総額5分の1基準、下限100万円基準を公正なものと認定した理由 (1) 意見対立

アメリカの13章手続のようにゼロ計画は認めないとしても、最低弁済額は低い方が債務者としては支払いをしやすいとして、日本弁護士連合会からは50万円を下限とする意見を出していたが、裁判所という国家機関の労力を投入し、債権者にも3年から5年にわたって分割弁済を受けるという弁済受領に関する管理の手間をかけさせる以上、それに見合う金額である必要がある(債務者が破産免責を受けた場合、債権者はその残債権の全額について税務上の損金処理を受けることができるため、個人再生では債権管理コストを考慮しても破産より有利な金額の回収が図れないと経済的に意味が無い)として下限200万円の意見が出されていた。

(2) 完遂率

しかし、債権者の希望どおりに最低弁済額を上げれば、債務者としては返済の苦しい個人再生手続を避けて破産手続を選択するしかなく、あるいは一旦、個人再生手続を選択しても、生活にまったく余裕がないため子どもの怪我、入院など不慮のできごとに備えることができず、たちまち返済がストップし、再生計画の完遂ができなくなること、訪米して調査研究したアメリカの13章手続は優れた制度であったが、そのアメリカでさえ13章手続の完遂率が50%であり、再生計画が完遂しないと債権者にとっても不利であるといった問題点があった。

(3) 生身の債務者像

そこで、日本弁護士連合会としては、債務者の完遂率を上げるため、まず、 平均的な消費者がいくら支払えるのか、という生身の債務者像を念頭におくこ とから始めた。法案検討当時、月収25万円以下の債務者は75%であり、個 人再生はそういう低収入の債務者を対象とするところ、任意整理や特定調停な どの実務上、月収25万円以下の収入で生活する場合、月額5万円でも返済は 困難であること、また、債務者が弁済を続けていける期間は3年程度が限度で あることを、任意整理をおこなう弁護士も簡易裁判所の調停委員も経験則とし て知っていた。こうした多重債務者の実態、生身の債務者像を知る者らが、月 5万円から少し余裕を持たせて月額3万円程度とすべきと各界を説得した。

(4) 計画期間

また、計画期間については、実務上、任意整理や特定調停において、債務者が弁済を続けていける期間は3年程度が限度であるという経験則の存在、アメリカ連邦破産法も3年(延長して5年)としていること、4年以上となれば予見不可能な事情により弁済を継続できなくなる可能性が高くなること、平均的な信用供与の平均返済期間とも合致することなどから、3年で決着し、事情があれば5年まで延長を認めることとされた。

(5) 最終的に

以上から、100万円を3年分割で月額約3万円、事情がある人は5年分割で月額約2万円とし、それさえ払えない債務者はその経済生活の再建は自己破産手続によるべきだということにした。

また、3000万円までは5分の1または300万円までという最低弁済額についても前述したとおり、生身の債務者像、つまり月収25万円以下の収入で生活する場合、月額5万円でも返済は困難であること、完遂されなければ結局、破産となり、ほとんど配当を受けられず債権者としてかえって不利益であるとして決着した。

なぜ、大部分の案件において、債権者は同意するのか。

1、個人再生では、上記のとおり、債権者と債務者の利益を調整する基準が法定されているから、ほとんど配当を受けられない破産に比べれば債権回収ができる再生のほうは有利である。

そして、小規模個人再生で再生計画の認可に求められるのは消極的同意にすぎない (議決権を有する再生債権者数の半数以上の反対があり、かつその額が半数を超えるときに否決される)。つまり、再生により経済的に損する債権者があえて不同意を出さない場合は、消極的に同意があったものとして「認可」することとされた。

2、なお、給与所得者等再生では、不認可事由があるかどうかについて債権者の意見聴取がおこなわれるだけ(法 2 4 0 条)であり、消極的同意すら必要とされていない。これは、小規模個人再生の利用資格は「将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある者」でなければならないが(2 2 1 条 1 項)、給与所得者等再生では、さらに要件が加重され、小規模個人再生を利用できる者のうち、さらに「給与又はこれに類する定期的収入を得る見込みがある者であって、かつ、その額の変動の見込みが小さいと見込まれるもの」でなければならない(2 3 9 条 1 項)、とされ、源泉徴収票や課税証明書で客観的に担保できるからである。

3、その他、債務金額について異議の制度や評価申立の制度など債権者の利益 への配慮が図られている。

日本の「給与所得者等再生」における日本の「給与所得者等再生」における「収入から税金・社会保険料等控除、最低生活費控除」方式で、「公正」の担保はどのようにされているのか?

制度背景および立法理由はなにか。 実務上どのように認定しているか?

1、給与所得者等再生では、小規模個人再生での5分の1または100万円のいずれか多い額という基準のほか、さらに2年間の可処分所得の合計を比較してその多い方が最低弁済額となり(241条2項5号・7号)、可処分所得弁済要件が加重されている。

この可処分所得弁済要件は、高収入のサラリーマン等にはかなり負担の重い ものとなっており、給与所得者等再生の利用を躊躇させ、最近ではサラリーマ ンなど定期収入のある人でもかなりの人が小規模個人再生を利用している。

2010(平成22)年司法統計によれば、92.4%が小規模個人再生申立て、7.6%が給与所得者再生申立てと前者が後者を圧倒的に上回っている状況が継続している。

2、大阪地裁倒産専門部の大須賀綾子判事の報告(NBL954 号・2011.6.1)でも、給与所得者等再生は、可処分所得弁済要件が厳しく、他方、小規模個人再生では再生計画案が否決される率が少ない(消極的同意を満たす)という実績を持つことから、2010(平成22)年、大阪地裁になされた個人再生申立てのうち、約92%が小規模個人再生、約8%が給与所得者再生と前者が後者を上回る。小規模個人再生申立てのうち、事業者は約13%にすぎず、非事業者の多くが小規模個人再生手続を選択しているとのことである。

3、収入と支出の証明と立証責任

収入と支出の立証は、債務者本人の自己申告によることになっており、再生申立前3ヶ月の家計表を再生申立時に提出する必要があり、収入立証のため、確定申告書の写し、源泉徴収票の写し、その他の書面(給与支給明細書の写しなど)を申立書に添付することが求められている(規則136条3項1号)。源泉徴収票がない場合は市町村から交付を受けることのできる課税証明書でも良いとされている(台湾にも源泉徴収票があり、その信用性は高い)。

再生申立後、認可までの間も数ヶ月の期間を要することから、家計表の継続的な作成提出、給与明細書などの追加提出、再生弁済予定額の債務者本人または申立代理人弁護士、司法書士名義の預かり金口座への積み立て(あるいは弁護士費用の分割返済)と裁判所への積み立て状況報告、積み立てができていない場合はその事情の説明書提出など、債務者に応じて、また各地方裁判所所定の方式で立証を求められているようである。

4、可処分所得弁済要件の認定方法

まず、2年間の税込み年収合計から所得税等を控除した手取り収入を2で割って1年分の手取り収入を算出し、上記①の手取り収入から再生債務者及び被扶養者の最低限度の生活を維持するための「1年分の費用(最低生活費)」を控除した額(可処分所得)の2年分を最低弁済額の基準の一つ(可処分所得弁済要件)としている。

この「1年分の費用(最低生活費)」については政令で定めるものとされ、(ア)個人別生活費+(イ)世帯別生活費+(ウ)冬季特別生活費+(エ)住居費+(オ)勤労必要経費の合計からなるが、その計算をしやすく、給与所得者再生制度を活用しやすくするため、フリーの計算ソフト(DVD)を作成し、広く頒布した。

B 住宅資金貸付債権に関する特則はどのようなものか 実務上の運用

1、住宅資金特別条項制度は、住宅ローンを含む債務につき、従前どおりの支払いができない状態に陥った債務者が住宅を手放すことなく経済的再生を図ることを可能にするものである。

住宅資金貸付債権の全部または一部を、(1)原則(期限の利益回復)型(法199条1項)、(2)弁済期間延長(リスケジュール)型(同条2項)、(3)元本一部支払猶予型(同条3項)、(4)同意型(同条4項)のパターンに変更すること、及び(5)正常弁済を続けていく(法197条3項)といういずれかの内容の「住宅資金特別条項」を再生計画において一般再生債権とは別枠として定めることが認められている。

基本的には、利息、損害金も含めて一切免除されず、返済スケジュールを変 更するのみである。

債務者は、他の支払いを遅らせてでも家を失わないため住宅ローンだけは最後まで支払うことが多く、また、個人再生により、他の債権の支払条件を緩和 (最低弁済金額) することにより、住宅ローンの支払いが容易になることから、正常弁済を申し立てるケースが多い。

2、上記いずれのパターンによるにせよ、住宅資金貸付債権者との事前協議が必要である。

また、住宅資金特別条項のない再生計画案については、その再生計画が遂行される見込みがない場合に不認可となるが(法174条2項2号)、住宅資金特別条項を定めた場合には、再生計画が遂行可能であることが積極的に認められなければ認可されない(法202条1項2号)こととされている。

再生計画が認可されると、住宅資金特別条項の効力は、住宅資金貸付債権の 保証人や連帯債務者にも及ぶことになる(法203条1項)。

* 住宅ローンの破綻(住宅金融公庫の個人向け融資の公庫住宅融資保証協会代位弁済)件数

		件数	総額
1990	(平成 2) 年	4, 820	368億円
1999	(平成11)年	15, 383	2,287億円

tal Nat

* 破産と再生件数の比較

		個人再生新受件数		破産新受件数(法人含む)
1996	(平成 8)	年		史上初の5万件台突破
1998	(平成10)	年		史上初の10万件台突破
1999	(平成11)	年		123, 915
2002	(平成14)	年 13,	4 9 8	224,467
2003	(平成15)	年 23,	6 1 2	251,800
2004	(平成16)	年 26,	3 4 6	220, 261
2005	(平成17)	年 26,	0 4 8	193, 179
2006	(平成18)	年 26,	1 1 3	174,861
2007	(平成19)	年 27,	672	157,889
2008	(平成20)	年 24,	0 5 2	140, 941
2009	(平成21)	年 20,	7 3 1	137, 957
				(うち自己破産は137,255)
2010	(平成22)	年 19,	1 1 3	131, 370

(うち自己破産は130,770)

- ・個人再生は、個人破産の減少傾向に比べると、増加傾向にあるが、申立から 認可決定まで約半年を要すること、住宅ローンの減免が認められていないこと、 住宅がない場合には短期で簡便な手続である自己破産の方が債務者救済に資す ることなどから、破産件数は個人再生件数の約7倍である。
- ・2010(平成22)年の日本の個人再生新受件数は1万9000件にすぎないが、韓国では5万7000件を超えている。

*	k 住宅特別条項を利用した件数の割合 全国				大阪地裁		
1	9 9 1	(平成 3)	年			27%)
2	0 0 6	(平成18)	年	3割以上		37.	2%
2	007	(平成19)	年			38.	5 %
2	0 0 8	(平成20)	年	_		47.	7 %
2	0 0 9	(平成21)	年	9759件(45.	6 %)	_	
2	0 1 0	(平成22)	年	1万0243件(50.	3 %)	53.	3 %

・大阪地裁では、2010 (平成22) 年度の個人再生申立件数は1411件であり、そのうち752件(53.3%)が住宅資金特別条項を定める旨の申述があり、5割が家を確保するために個人再生の制度を利用している(NBL954号2011.6.1大阪地裁倒産専門部大須賀綾子判事論文)。

C 清算(破産)手続

1、貧困問題

やむなく自己破産に陥る人の多くは、低所得、低学歴で、貧困問題が背景にある。個人再生制度ができても収入が不安定で3年間の分割返済を完遂する可能性が低く、より低所得の貧困層は破産手続を利用せざるをえない。

2、免責率

台湾では9.5%、韓国では2006年99.9%、2008年3月以後、下がり、現在90%以内、日本は98%前後(なお、東京の方が免責率は高く、大阪では不許可相当事案は裁判官の心証開示の結果、取り下げされている)。

免責の割合を高めた経緯は?多重債務者はどのような努力をしたか?

裁判所が破産者を免責するべきか、免責を不許可にするべきかを判断するとき、まず法律に根拠があればその基準に従うのは当然であるが、この基準があいまいである場合、国民の多重債務者に対する倫理的批判の程度によって、解釈運用がなされることになる。

これは裁判官の法意識は国民の法意識に依拠していているからである。国民が多重債務に陥る原因は貧困にあるとの正しい認識を持っていれば、厳しい批判的姿勢なしに免責に理解を示すようになる。貧困のゆえに社会的、経済的な弱者の故に支払い遅滞、支払不能も仕方がないと多重債務者の生活を正しく理解し、同情を示すようになれば、裁判所は国民のこの法意識を受けて、広く免責を認めるようになる。このため多重債務問題の解決のために、正しい理解のために多重債務者が力を合わせて、また弁護士や司法書士などが、これらの多重債務者に協力して国民世論を善導する必要がある。

貸金業者の高利や違法・不当な営業方法を社会に告発して世論を改めていくことが大切である。世論を借主責任論から貸主責任論に変えてゆかなければ、真の問題解決はない。国民世論や人々の意見を変えるためには、長い時間をかけた組織的継続的な取り組みや運動が必要である。

免責不許可事由は何故そうなっている?実務上どう認定しているか?

- 1、破産法252条(免責許可の決定の要件等)
 - 「裁判所は、破産者について、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合には、免責許可の決定をする。 (中略)
- 二 破産手続の開始を遅延させる目的で、著しく不利益な条件で債務を負担し、 又は信用取引により商品を買い入れてこれを著しく不利益な条件で処分した こと。 (中略)
- 四 浪費又は賭博その他の射幸行為をしたことによって著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したこと。
- 五 破産手続開始の申立てがあった日の一年前の日から破産手続開始の決定があった日までの間に、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じさせるため、<u>詐術</u>を用いて信用取引により財産を取得したこと。(中略)
- 2項 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事由のいずれかに該当する 場合であっても、裁判所は、破産手続開始の決定に至った経緯その他一切の事 情を考慮して免責を許可することが相当であると認めるときは、免責許可の決 定をすることができる。(省略)」

2、あいまいな基準

浪費、射幸、詐術といった免責不許可事由の概念は、あいまい不明確であり、 条文を形式的に当てはめれば、多くの借入行為が免責不許可事由に該当するお それがある。 また、裁判官の主観的価値判断に左右される面が強く、法的安定性、予測可能性を欠く。実際、特異な裁判官がそのような形式適用をおこない、1年間に10数件もの免責不許可決定を出したことがあったが、抗告審で大部分が是正された。当時、これに対し、各地の弁護士会がクレームの意見書を出し、日弁連も反対の意見書を出した。

3、運用の変化

かつては、免責について、誠実な破産者に対する特典ととらえる傾向が強く、裁判例においても免責不許可事由が軽微な場合に限って免責を許可する運用がされた時代もあったが、消費者破産件数の増加に伴い、個々の事案に応じて破産者の経済的再起・更生という側面にも十分に配慮し、免責不許可事由に該当する負債の総負債に占める割合が高いかどうかを実質的に判断しており、浪費、賭博その他の斜幸行為があったからといってその程度が甚だしい場合でない限り、免責不許可にはしていない。

弁護士会や被害者団体は、免責不許可にして非免責のままでは債務者にとっても社会経済にとっても意味がないこと、浪費に該当する可能性がある多重債務者は、破産申立てを躊躇し、生活再建できず、債務の重圧に耐えかね、自殺、蒸発、一家心中、犯罪など自暴自棄に走る危険性があり、生活再建が必要であること、浪費、賭博、その他の射幸行為は、金融業者の安易・過剰な与信体制にも原因があることなど実態を訴えて運動を展開してきた。

4、実務上よく問題となる免責不許可事由(法曹新書69 新破産法)

(1) 浪費・射幸行為(4号)

「浪費」とは、当該債務者の職業、収入、資産状況に照らして社会通念上、不相応の消費的支出をするすべての行為をいい、収入に比して支出の程度が過大である場合をいう。過大な遊興費が典型例だが、遊興費に限らず、当該支出と著しい財産減少または過大な債務負担との間に因果関係があれば浪費と評価される場合もある。

実務上、浪費に当たるか否かが問題となる具体的な使途としては、飲食費、 高価品(貴金属、車、化粧品、布団、補正下着など)の購入、海外旅行費、エステ、英会話・自己開発セミナーの受講料、接待費などがある。使途の明細が 明らかにされない支出や、不明朗な生活費名目の支出も金額によっては浪費に 該当すると判断される場合もある。

「賭博その他の射幸行為」とは、競馬・競輪などの賭博や宝くじの過度な購入、 投資目的の不動産購入、株式や商品先物取引などの投機行為をいう。

条文上、単に、浪費又は賭博その他の射幸行為をしただけでは足りず、それ

らの行為によって著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したことが必要であるし、また、この要件を満たすとしても、裁判所は後述する裁量免責(破産法252条2項)をすることができる。

(2) 詐術による信用取引

「詐術」を用いたとは、具体的には、氏名や生年月日等を偽るなどの債務者の同一性を偽った場合、債務負担状況や財産状況を積極的に偽った場合、破産 手続開始の申立て後にその事実を告げない場合が挙げられる。

この点、多重債務者の典型的パターンは、最初は「この位なら返せる」と思って借金ないしクレジット購入を行い、それが徐々に増えていく中で、病気や勤務先の経営不振などにより収入が減ったり、結婚、出産、子供の病気などにより支出が増え、やむなく返済に困り、返済のための借金という自転車操業に陥る。自転車操業状態に陥ると新たに与信を受ける際は、借入件数や負債額を少なめに申告することが人情としておこりがちである。金融業者は債務者のこうした状態は承知しており、申告内容を額面どおりに受け取って与信判断をおこなっているわけではない。債務者の与信申込内容だけを表面的にとらえ、詐術であるとして免責不許可とするのは、債務者や与信業者の実態に照らして相当ではない。

(3) 不当な債務負担行為及び不利益処分

「著しく不利益な条件で債務を負担」した場合にあたるのは著しく高金利の貸金業者から借入れをしたような場合であり、「信用取引により商品を買い入れてこれを著しく不利益な条件で処分した」場合にあたるのは、当初から処分の目的で信用取引により商品を購入し、直ちに低価格で売却又は質入れする行為、例えば、クレジットカードで新幹線の回数券、高級時計、バッグ、パソコン等日用電化製品を購入してそれを質入れし、その質入金を借入金の返済にあてるなどであるが、いずれもさらに「破産手続の開始を遅延させる目的」の要件が必要である。

5、裁量免責

旧破産法366条の9では、裁判所は同条各号に掲げる場合に限って、免責不許可の決定をすることができるとの規定の仕方がされていたので、破産者に免責不許可事由が一つも無い場合には、免責許可の決定をすべきことは明らかであったが、他方で、いずれかの免責不許可事由がある場合において、その他の事情を考慮して免責許可の決定をすることが許されるかどうかについては、法律の文言からは一義的に明らかであるとは言えないものであった。この点、

旧法の解釈としても、例えば免責不許可事由に該当する事実が軽微なものであって、破産者の不誠実性の徴表と見るのが相当でないと認められる場合には、その他の事情を総合考慮して裁判所は免責を許可することができるとするのが通説であり、実務上のそのような扱いがなされていた。そこ2005 (平成17年)改正破産法においては、この点を明確にする規定を設けた(青林書院・大コンメンタール破産法)。

その結果、免責不許可事由に該当する事実が存在し、その程度が著しい事例 (例えば、免責審尋期日が指定された場合に、正当な理由なく同期日に出頭しなかったり、破産管財人の調査に対し全く応じなかったように、その不誠実性が顕著な場合等)を除いては、多くの事案で裁量により免責が許可されている(法曹新書 69 新破産法)。

6、裁量による免責により考慮される事情(法曹新書69 新破産法)

- (1) 破産者側の事情
 - ① 免責不許可事由に該当する行為の内容、程度、破産者の行為時の主観的状況(悪意、害意、過失の有無等)
 - ② 支払不能になった原因・経緯
 - ③ 支払不能になった後の破産者の状況、破産者の反省の有無・程度
 - ④ 破産者の更生の意欲・見込み、必要性の有無、程度
- (2)債権者側の事情
 - ⑤ 債権の種類、内容、額、総債権額
 - ⑥ 債権者の破産者の経済的信用についての調査の有無、程度
 - ⑦ 債権者の債権回収の熊様
 - ⑧ 債権者の実損害の有無、程度
 - ⑨ 免責についての債権者からの意見の有無
- (3) 社会政策的観点、公共的観点から考慮すべき事情
 - ⑩ 破産者の免責以外の救済措置の有無
 - ① 債権者の経済的支援策の有無、内容等

7、実務運用状況(大阪地裁)

「免責不許可は、おおむね0.1%程度で推移している。免責不許可が極めて少ない原因としては、不許可相当事案につき裁判所の心証開示を受けて免責申し立てを取り下げたものが一定程度あることに加え、大阪地裁倒産専門部における免責観察型管財手続の運用が積極的かつ効果的に行われている点を挙げることができる。」(NBL954号・2011.6.1大阪地裁倒産専門部 大須賀綾子判事論文)

8、免責観察型管財手続

(1)免責観察型管財手続とは、免責不許可事由に該当する行為(ひどい事例)の内容および程度が重大で、そのままでは免責許可が困難な破産者につき、大阪地方裁判所でおこなっている運用の一つ。破産管財人がいわば保護観察のように、一定期間、破産者の家計管理状況等につき、観察・指導・監督を行いながら(具体的には、破産者が毎月1回管財人事務所に家計収支表および家計簿を持参して生活状況についての報告をし、管財人がその内容を確認し、必要に応じて指導をする)、経済的再生へ向けた破産者の努力の状況、積立状況、家計管理能力を全般的に観察評価し、その結果の報告および裁量免責の当否に関する意見申述を行い、裁判所がこれを裁量免責事情の一つの要素として考慮し、免責の判断をおこなうもの。

(2)対象となる事案

免責不許可事由が存在し、しかも裁量免責のためには、裁判官による訓戒、 破産者による反省文及び家計簿の作成提出等の相当処置では不十分であると判 断される事案

(3) 管財費用の分割納付

免責観察型の対象となる事案では、破産者の経済状態では管財費用20万円がすぐに準備できないことが多いため、管財人に分割納付することが運用上認められている。この場合、官報公告費用を裁判所に予納し、まず5万円を準備した時点で破産開始決定がされ、免責に関する経済的指導を受けるのと並行して、残りの15万円を3ないし6ヶ月の期間内に管財人に分割して納付することとなる。

*東京地方裁判所では、1999(平成11)年4月以降、代理人申立ての自己破産については破産管財人の報酬20万円を基本とし、手続を簡略化した少額管財手続を実施するようになった。東京地方裁判所では、下記のような事例において管財人が選任されている。

- ①免責不許可事由が認められ、裁量免責の当否について管財人による調査が必要とされる場合
- ②破産債権の総額が5000万円以上の場合、債権者多数の場合など、管財人による調査が必要と判断される場合
- ③生命保険解約返戻金など換価可能な財産が20万円を超える場合
- ④否認権の行使あるいは不当利得返還請求権の行使により、金銭などの財産を 取り戻す必要がある場合

予納金については分割払いも認められており、5万円を4回程度に分けて納

付うる例が多い。異時廃止事案ではこの20万円が管財人の報酬となる。

なお、現金と同視できる財産、例えば破産財団への組入れが確実な生命保険解約返戻金や預貯金がある場合には、解約返戻金等のほかに20万円を用意する必要はない(第一東京弁護士会消費者問題対策委員会編集 2008新版クレジット・サラ金事件処理マニュアル)。

9、免責に関する判例(第一東京弁護士会消費者問題対策委員会編集 2008 新版クレジット・サラ金事件処理マニュアル)

東京地方裁判所では裁量免責はほとんどの事例で認められている。 裁量免責が認められなかったのは下記のような事例である。

(1) 再度の免責事案

再度の免責申立てまで約2年9か月で負債総額は約340万円。負債の原因は、親しく交際していた異性の要請に応じて前回免責確定後1年半あまりで借入れを始めた事例。

- (2) 正当な理由のない免責審尋期日の不出頭 同時廃止事案でも、免責審尋期日に正当な理由なくして出頭しないことか ら、破産法 252 条 1 項 11 号に該当するとして免責不許可となる事例。
- (3) 説明義務違反および調査協力義務違反 破産手続開始直前まで、破産者の銀行口座に 100 万円を超える入出金があったにもかかわらず、管財人に対し十分な説明をせず、その入出金を裏付ける資料の提出にも応じなかった事例。

(4) 浪費事案

3.800 万円の借入金のほとんどを競艇や競馬等に充てて浪費した事例。

(5) 虚偽説明および財産隠匿

破産者が、預貯金・生命保険解約返戻金等の合計額 1.000 万円以上を、いったん第三者の口座に入金し、さらに子供名義口座に入金した上で会社に貸与していたが、この貸金債権 1.000 万円以上の存在を裁判所および管財人に秘匿にしていた上、他にも貸金債権を有していたにもかかわらず、その存在を秘匿していた事例。

*その他の裁判所の事例

①主として競馬によるギャンブルによって多額の債務負担が生じたことは、浪費(破旧 366 / 9 一・旧 375 一)に当たるが、破産者が原審裁判所から指示された毎月の積立てができなかったのは、債権者 1 名から給料の差押命令を受けたことを原因とすること、免責に対し異議を申し立てた債権者が皆無であること、破産者の更生意欲が認められることなど、諸般の事情を総合考慮して裁量免責を認める(大阪高判平 12・10・25 消費者法ニュース 46 判例速報 407、

「判例でみるクレジット・サラ金事件の実務」[29])。

- ② 株式投資により損失を受けた破産者が借金をし、その借金を再度株式投資をすることによって返済しようとして多額の借入れをする行為は、浪費(破旧 366 / 9 一・旧 375 一)に当たるが、①破産者が株式投資に走ったのがバブル経済の渦中であったこと、②当該株式投資が行き詰まった直接の原因が平成 2 年の株式暴落にあること、③破産者がその退職金および自宅売却代金を債務の弁済に充てていること、④破産者には同人を援助してきた父親が死亡し、妻とは離婚し、重度の身体障害者である母親を扶養すべき必要があることなど、諸般の事情を総合考慮して裁量免責を認めた(東京高判平 8・2・7 判時 1563・114、「判例でみるクレジット・サラ金事件の実務」〔30〕)。
- ③ クレジット会社等に対し合計 4.100 万円の債務があり、そのほとんどは特定の販売店と共謀した着物等の売買の架空契約によって発生した事案について、裁判所は浪費の事実を認めながらも、販売店に利用された側面があることは否定できない等の事情を考慮して免責決定をなした(岡山地決平8・4・5 消費者法ニュース28・78)。
- ④ 2回目の破産宣告後の免責申立てで前回の免責決定後 10年以内で免責不許可事由が存在する場合であるが、債務負担の背景には子供や夫の病気、予想外の夫の失業等の事情があること、前回の免責から 10年近く経過していることから免責を許可した(宇都宮地足利支決平 8・1・26 消費者法ニュース 28・76)。
- ⑤ 前回の免責決定からわずか 1 年で破産・免責申立てがなされたケースで、 債権のほとんどが日賦貸金業者の厳しい取立てに屈して再度生じた債務で あることを考慮して、新得財産からの任意配当等を求めることなく裁量免 責を認めた(福岡高判平 9・6・13 消費者法ニュース 32・86)。
- ⑥ 支払不能の状態になった以降の新規の借入れをした場合であっても、自己 に資産・収入のあることを仮装するなどの積極的な欺罔手段をとり、また これと同視すべき状況にない場合には、「詐欺ヲ用ヒテ信用取引ニ因リ財産 ヲ取得シタルコトアルトキ」には該当しない(大阪高決平 2・6・11 判時 1370・70、「判例でみるクレジット・サラ金事件の実務」〔32〕)。

自由財産拡張

1、自由財産とは、破産者の生活の維持を図り、その経済的生活の再生の機会 を確保するため、破産者の財産のうちで、破産財団に属せず、破産者が自分で 管理し、自由に処分することができる財産をいう。 具体的には、①政令で定める標準的な世帯の2ヶ月分の必要生計費66万円の1.5倍99万円の現金【2004(平成16)年破産法改正の目玉で旧破産法よりその範囲が拡充された】、②差押え禁止財産

2、換価する必要がない財産(東京地方裁判所 換価基準)

- ①99万円に満つるまでの現金、②残高が20万円以下の預貯金、③見込額が
- 20万円以下の生命保険解約返戻金、④処分見込額が20万円以下の自動車、
- ⑤居住用家屋の敷金債権、⑥電話加入権、⑦支給見込みの8分の1相当額が20万円以下である退職金債権、⑧支給見込みの8分の1相当額が20万円を超える退職金債権の8分の7、⑨家財道具、⑩差押えを禁止されている動産または債権

3、自由財産の範囲を拡張する裁判

破産者の個別の事情に応じた生活の保障を図るため、裁判所の判断により事 案に応じてより柔軟に自由財産の範囲を拡張できる制度であり、①破産者の生 活の状況、②破産手続開始決定時において破産者が有していた自由財産の数お よび額、③破産者が収入を得る見込みなどの事情を総合勘案して判断される。

この拡張の裁判は、a 金銭に換算して総額99万円の範囲での項目間の拡張と、b 金銭に換算して総額99万円を超える拡張の2通りが考えられる。a の場合、拡張を認めることが相当でない事情がない限り認められるが、b の場合、総額99万円を超えて所持することが必要な特段の事情(経済的再生に必要不可欠な事情)が必要である。

破産者の申立または職権でおこなわれるが、裁判所が拡張の決定ができる期間は、「破産手続開始の決定があったときから当該決定が確定した日以後1月を経過するまでの間」に制限されている(破産法34条4項)。

なお、東北・関東大震災後、台湾や韓国から巨額な義援金をいただき被災者 への義援金等の支給が始まっているが、義援金等差押禁止法ができたこともあ り、最高500万円程度まで裁判所が自由財産と認める実務が開始される。

社会一般は「自己破産」や免責を受け入れているか?債務者は、「自己破産」免責の汚名から逃れているのか?就職制限はあるのか?

日本でもまだ、破産すれば選挙権がなくなるのでないか、戸籍や住民票に破産の事実が記載されるのではないか、自宅の冷蔵庫もテレビも取られる、といった破産者に対する世間の誤解、偏見が残っている。

破産申立後、免責確定までの期間については、弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・証券会社外務員・生命保険募集員・警備員などにはなれないという資格制限がある(復権により公私の資格制限は消滅する)が、韓国や台湾ほど業種は多くない。公務員を辞める必要はなく、退職を義務付ける就業規定もないから会社を辞める必要もない。また、旧商法で規定されていた取締役の欠格事由が、2006(平成18)年施行の新会社法で削除されたため、自己破産を申し立てて免責が確定するまでの「復権を得ていない者」でも取締役となることができることになった。

なお、市町村の交付する「身分証明書」は、禁治産・準禁治産宣告の通知、(成年)後見登記の通知、破産の通知を受けていないことを、本人の本籍地を管轄する市区町村戸籍係が公的に証明する書類であり、資格制限のある業種例えば、警備会社で警務職(警備員)として採用される際など、提出を求められる。

【参考文献】

- ・ 倒産法制に関する改正検討事項に対する各界意見の概要(3)(NBL649号・ 1998.9.15)
- 商事法務研究会 一問一答個人再生手続 法務省民事局参事官 始関正光
- ・ 民事法研究会 個人再生手続における住宅資金特別条項 小松陽一郎
- ・ 民事法研究会 書式 個人再生の実務
- ・ 法律のひろば 2001.3
- ・ 倒産法制に関する改正検討事項 1998年5月 日本弁護士連合会
- ・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 2008年破産事件及び個人再 生事件記録調査
- 司法統計
- ・ 自由と正義 1999年3月号 消費者債務調整手続の創設を 伊澤正之
- ・ 第一東京弁護士会消費者問題対策委員会編集 2008 新版クレジット・サラ 金事件処理マニュアル
- ・ 新日本法規 新版破産管財手続の運用と書式 大阪地方裁判所・大阪弁護士 会 破産管財運用検討プロジェクトチーム (CD-ROM付)
- 大阪地裁倒産専門部の大須賀綾子判事報告(NBL954号・2011.6.1)
- 法曹新書 69 新破産法
- ・ 青林書院・大コンメンタール破産法